

セブン-イレブン加盟店に向けた 労働法制セミナーを行っています

東京労働局では、これまで大学・短期大学からのご依頼により、労働法制セミナーの講師として、幹部職員を派遣してきましたが、平成29年4月から8月にかけて、コンビニエンスストアのセブン-イレブンを経営する、株式会社セブン-イレブン・ジャパンからのご依頼で、セブン-イレブンの経営者に対する労働法制セミナーに、労働局・労働基準監督署・ハローワークの職員を講師として派遣しています。



セブン-イレブン全国の店舗数 19,588店
東京都内店舗数 2,523店(平成29年6月末現在)

コンビニエンスストア業界で適切な雇用管理を行い、順法意識を高めていただくため、東京都内の加盟店（フランチャイズ）オーナーを対象に

- ①労働条件の明示、36協定の締結、就業規則の作成・届出・周知の労務管理3項目及び
- ②外国人労働者の雇用管理の留意点を中心に説明しています。



	地区	開催日
西東京ゾーン	中野	4月21日 (金)
	町田	5月12日 (金)
	杉並	6月6日 (火)
	府中	6月9日 (金)
	八王子	6月19日 (月)
	青梅	6月19日 (月)
	練馬西	6月20日 (火)
	立川	6月23日 (金)
	三鷹	6月23日 (金)
	調布	6月30日 (金)
	小平	6月30日 (金)
	板橋	7月20日 (木)
	練馬東	7月21日 (金)
	世田谷	8月4日 (金)
東東京ゾーン	7月4日 (火)	



アルバイトの労働条件
を確かめよう！キャラクター
たしかめたん